

令和5年第8回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年8月24日(木)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和5年8月24日 午後2時47分							
閉 会	令和5年8月24日 午後4時30分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	出席		
議事録署名人			萩原 豊 ・ 加藤 豊					
議事参与			板倉 秀行 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

議案第31号 農地法第3条の規定に関する件

議案第32号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正(案)について

顛末

令和5年8月24日
開会 午後2時47分

【会長代理】 これより、令和5年第8回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正はございません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号6番 萩原 豊 委員・番号7番 加藤 豊 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第31号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第31号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 6筆
区分地上権の設定 1件 1筆

番号14

受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1110日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は6,340.47アールで、自宅から申請地までは約1.0キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【江原 浩昭 農業委員】	番号14について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【伊藤 清 推進委員】	番号14について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号15について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号15 受人は今回、売買により新たに農地を取得し野菜を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受入人も含めた世帯員の農作業従事日数を300日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は19.28アールで、自宅と申請地は近接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【江原 浩昭 農業委員】	番号15について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、野菜を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はなく、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【三ツ木 宏之 推進委員】	番号15について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号16について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号16 受人は、自己用住宅の建築を計画したところ、国土交通省が施行する一般国道17号(上尾道路Ⅱ期)改築工事に伴い、既存の排水施設を利用し、隣接する農地の一部に給排水管を埋設することが必要となりました。そこで今回の申請は、渡人が所有する農地の一部である5.98㎡、地下60センチメートルに受人が建築する自己用住宅の給排水管を埋設することを目的とした区分地上権の設定を行うための申請です。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【島田 豊 農業委員】</p>	<p>番号16について調査してまいりました。申請地に区分地上権の設定をするための農地法第3条第1項の許可については、農地法第3条第2項ただし書の規定により、同項各号の要件を満たす必要はありません。なお、受人は、自己用住宅を建築するため、今回、農地転用許可申請を行い、案件は、議案第32号農地法第5条の規定による転用許可申請 番号45で、本日の定例会に議案上程されており、本件の区分地上権の設定が許可条件となっております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【卯月 良治 推進委員】</p>	<p>番号16について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、給排水管を埋設するための区分地上権の設定をして、自己用住宅を建築するというのですが、給排水管は農地の境界に埋設されることから、区分地上権の設定を認めても、申請地及び周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【酒巻 貞夫 農業委員】</p>	<p>区分地上権の設定について、面積は234㎡の内5.98㎡ということですが、他の部分の所有権はどう扱われますか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>他の部分も含めて、土地の所有権を移転するものではございません。あくまでも土地の一部5.98㎡に区分地上権の権利を設定するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>他に質問はありませんか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第31号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第32号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。本議案には〇〇〇〇〇推進委員が受人となっている案件や、〇〇〇〇〇〇、〇〇が渡人となっている申請が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。したがって、この後の議事進行は会長代理の松本信次農業委員に一任します。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>(議長の交代)</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>ただいま、臨時議長に指名いただきました、松本でございます。臨時議長という大役を果たすため、皆様のご協力をいただきながら議事を進行したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第32号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第32号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <p>所有権の移転 5件 6筆</p> <p>賃借権の設定 2件 4筆</p> <p>使用貸借権の設定 5件 7筆</p> <p>番号37</p> <p>受人は、現在市内にある実家に家族7人で暮らしています。現在の住宅の老朽化に伴い建替えを計画したところ、農家住宅敷地が建築基準法上の接道要件を満たす道路に接していないことが判明したため、同法に適合するよう敷地拡張として農地転用を計画したことに伴い申請するものです。なお、申請地は、令和4年1月12日付けで農用地区域から除外されています。</p>

【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 良浩 農業委員】	番号37について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅の敷地拡張ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【臨時議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【岡野 孝 推進委員】	番号37について調査してまいりました。申請地には農家住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界には溝を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【臨時議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【臨時議長】	質問がございませんので、次に番号38について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号38 受人は、現在市内でプラスチックフィルムの製造工場を営んでいます。経営規模拡大に伴い、新たに従業員駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【岩崎 新一 農業委員】	番号38について調査してまいりました。申請地は、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【臨時議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【田沼 茂 推進委員】	番号38について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するという事ですが、隣接農地との境界には土留めブロックを設置し、土砂流出を防止します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【臨時議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【臨時議長】	質問がございませんので、次に番号39について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号39 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【矢部 英利 農業委員】	番号39について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。
【臨時議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【河野 博 推進委員】	番号39について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇氏が農地を借り受け、麦及び大豆を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【臨時議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【臨時議長】	質問がございませんので、次に番号40について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号40 受人は、現在市内で盆栽や草花の生産ならびに卸売をする農園を営んでいます。今回、駐車スペースが手狭なため、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之】	番号40について調査してまいりました。申請地は、農用地区域内にある農地

<p>農業委員】</p>	<p>以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【安野 悦男 推進委員】</p>	<p>番号40について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するという事ですが、隣接農地との境界にはブロックフェンスが設置してあります。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号41について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号41 受人は、現在市内の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p>	<p>番号41について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模</p>

	<p>がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【臨時議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【武井 正夫 推進委員】	<p>番号41について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【臨時議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【臨時議長】	<p>質問がございませんので、次に番号42について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号42 受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅の予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅8棟を建築するため申請するものです。</p>
【臨時議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号42について調査してまいりました。申請地は、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性</p>

	<p>の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅8棟を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【臨時議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【永澤 幸一 推進委員】	<p>番号42について調査してまいりました。申請地には建売住宅8棟を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【臨時議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【矢部 英利 農業委員】	<p>調整区域では1区画90坪以上の面積が必要かと思いますが、申請面積が946㎡ですと建売住宅8棟の建築はできないと思いますが、いかがですか。</p>
【事務局】	<p>開発許可申請の審査基準では最低敷地面積が300㎡以上となっています。この申請では、畑946㎡以外に宅地と山林があり、合わせて3,128.48㎡となっています。</p>
【臨時議長】	<p>他に質問はありませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【臨時議長】	<p>質問がございませんので、次に番号43について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号43 受人は、現在市内で自動車修理工場を営んでいます。現在の資材置場は、借地であり、事業地から30メートル離れた交通量の多い県道に面しているため、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>

【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【江原 浩昭 農業委員】	番号43について調査してまいりました。申請地は、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場を設置するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【臨時議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【伊藤 清 推進委員】	番号43について調査してまいりました。申請地には資材置場を設置するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【臨時議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【臨時議長】	質問がございませんので、次に番号44について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号44 受人は、現在市外で解体工事業やとび土木工事業を営んでいます。経営規模拡大に伴い、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【矢部 英利 農業委員】</p>	<p>番号44について調査してまいりました。申請地の南側一部の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。また、申請地の北側一部の農地区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【金子 昇 推進委員】</p>	<p>番号44について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するというのですが、隣接農地との境界にはコンクリート土留めが設置してあり、また素掘りを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号45について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号45 受人は、現在市内の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を母</p>

	から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	番号45について調査してまいりました。申請地は、農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【臨時議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【卯月 良治 推進委員】	番号45について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【臨時議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【臨時議長】	質問がございませんので、次に番号46について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号46 受人は、現在市内で稲作を中心とした農業経営を行っております。事業の効率化と経営規模拡大に伴い、農業用乾燥施設の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。

【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号４６について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として供するものである場合」という、農用区域の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農業用乾燥施設を設置するという一方で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【臨時議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【永澤 幸一 推進委員】	番号４６について調査してまいりました。申請地には農業用乾燥施設を設置するということですが、隣接農地との境界には素掘りを設置します。雨水は浸透処理とし、給排水施設はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【臨時議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【臨時議長】	質問がございませんので、次に番号４７について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号４７ 受人は、現在市外の借家に家族４人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。

【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号４７について調査してまいりました。申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【臨時議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号４７について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【臨時議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【臨時議長】	質問がございませんので、次に番号４８について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号４８ 受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅の予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅５棟を建築するため申請するものです。この申請では、畑８８３㎡以外に宅地があり、合わせて２，０８０．６８㎡となっています。

【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号４８について調査してまいりました。申請地は、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅５棟を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【臨時議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【渡邊 仁 推進委員】	番号４８について調査してまいりました。申請地には建売住宅５棟を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【臨時議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【臨時議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３２号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【臨時議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３２号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 (退出した委員の入室)

	<p>皆様のご協力により、無事、議事が進行いたしました。これにて臨時議長の席を退席させていただきます。</p>
【議長】	<p>松本会長代理、ありがとうございました。続きまして、議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正（案）について上程いたします。事務局である農政課より議案説明をお願いいたします。</p>
【農政課】	<p>鴻巣市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、次の改正がありましたので変更いたします。</p> <p>まず、人・農地プランが地域計画として法定化されましたので、地域計画の趣旨に即した内容に変更しています。</p> <p>また、農業を担う者の確保及び育成の考え方について明示されるよう定められたことから、新たに位置付けられた埼玉県農業経営・就農支援センターや農地中間管理機構等の関係機関との連携・役割について記載しています。</p> <p>変更箇所の詳細についてはお配りしている資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更点についてのとおりです。なお、今回提示している基本構想の案につきましては、同時進行でさいたま農林振興センターとも協議を重ねている状況であり、今後より精査を加えていく予定です。</p> <p>この計画の公表につきましては、令和5年9月下旬頃を予定しております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問はございませんか。</p>
【秋池 功 推進委員】	<p>3点質問します。1点目は、地域計画を今後どのように進めて決めていくのかです。2点目は、年間農業所得250万円程度を目標としている理由について、3点目は、JAを中心とした技術支援ができるのかについて伺います。</p>
【農政課】	<p>1点目についてですが、地域計画案を作成するにあたり、担い手の状況を踏まえて計画エリアを検討し、それをもって皆様との話し合いを進めていきたいと考えております。</p> <p>2点目について、年間農業所得250万円を目標としているのは、新たに農業経営を営もうとする青年等としておりまして、農業を主業とする農業者の年間農業所得は主たる従事者1人あたり560万円を目標としております。</p> <p>3点目について、今後JAと協議し対応を検討したいと思います。</p>

【議長】	他に質問はありませんか。
【矢部 英利 農業委員】	中間管理事業で一本化していくとのことですが、該当エリアはどのように設定していくのか。
【農政課】	農地の借り手が決定していれば、中間管理事業の該当エリアとなります。
【議長】	他に質問はありませんか。
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>1点目は、個別経営体は何人が基準になっているのかについて伺います。</p> <p>2点目は、個別経営の目標について、市内で目標を達成している農家はどれほどいて、何年後までの目標となっているのか、その目標を達成するための市のサポート体制について伺います。</p> <p>3点目は、組織経営体の目標について、市内で目標を達成している経営体はどれほどいるのか、そして今後、市はどのように考えているのか伺います。</p>
【農政課】	<p>1点目について、基幹的農業従事者を家族2名としております。</p> <p>2点目について、この目標は認定農業者を認定するにあたっての指標としております。また、目標年次は5年としております。</p> <p>3点目について、市内で目標を達成している経営体は何件かございますが、明確な数字は承知しておりません。また、今後組織経営体のような担い手に農地を集約し、耕作しやすい環境とするよう、中間管理機構や関係機関と連携しながら進めていきたいと考えております。</p>
【議長】	他に質問はありませんか。
【渡邊 秋夫 農業委員】	中間管理事業の対象地とならない農用地区域外農地を今後どうするのか伺います。
【農政課】	中間管理事業の対象地は、農業振興地域内の農地としておりますので、市街化区域を除いた農用地区域外農地も対象となります。
【議長】	他に質問はありませんか。

【松本 信次 農業委員】	<p>荒川の河川敷にある個人所有の農地については、中間管理事業を利用することができるのか伺います。</p> <p>また中間管理事業について、現在は借り手が決まっていないと契約できないと聞いていますが、本来は借り手を探すために中間管理事業に農地を預けると思うのですが、最初から借り手が決まっているのであれば、中間管理事業に農地を預ける必要などないと思います。</p>
【農政課】	<p>荒川の河川敷にある個人所有農地も中間管理事業の対象となります。</p> <p>またご指摘のとおり、中間管理事業は借り手が決まっていないと契約できない状況となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
【議長】	<p>他に質問はありませんか。</p>
【秋池 功 推進委員】	<p>個別経営体の目標は認定農業者を認定するにあたっての指標を使っているとの話がありましたが、市の認定農業者の考え方を伺います。</p>
【農政課】	<p>5年ごとに策定している基本構想の基準や農業に対する意欲等を勘案して認定事務を行っております。</p>
【議長】	<p>他に質問はありませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第33号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第33号について原案のとおり「異議なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p>
<p>令和5年7月11日～令和5年8月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 4件 9筆 1, 315㎡</p>	

	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>20件</td> <td>28筆</td> <td>10,608㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>2筆</td> <td>427㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>26件</td> <td>39筆</td> <td>12,350㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【議長】 続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【議長】 最後に事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について ・令和5年度農地パトロールの予定について ・次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について ・国庫帰属申請農地の農業従事希望者への斡旋について <p>【会長代理】 これをもちまして、令和5年第8回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和5年9月27日(水)午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時30分</p>	所有権の移転	20件	28筆	10,608㎡	使用貸借権の設定	2件	2筆	427㎡	合計届出件数	26件	39筆	12,350㎡
所有権の移転	20件	28筆	10,608㎡										
使用貸借権の設定	2件	2筆	427㎡										
合計届出件数	26件	39筆	12,350㎡										